

令和7年度第1回八千代市文化財審議会会議録

1 日 時 令和7年10月10日（金）

開 会 14時00分

閉 会 16時00分頃

2 場 所 八千代市教育委員会大会議室

3 議 事

- ①審議会委員長・副委員長の選任
- ②文化財の指定について
- ③文化財調査報告
- ④指定文化財の現状報告
- ⑤その他

4 出席者氏名

委員長	阪田 正一
副委員長	栗本 佳弘
委員	綿貫 啓一 稻田 晃 木原 律子 小池 淳一 金出 ミチル
教育委員会	教育次長 文化・スポーツ課副主幹 郷土博物館館長 文化・スポーツ課主査 文化・スポーツ課文化財班 文化・スポーツ課文化財班
	石原 雄二 宮澤 久史 中村 元重 向後 喜紀 川名 瑞希 石山 由里子

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴定員 4名

傍聴人数 0名

7 所管 教育委員会文化・スポーツ課文化財班

8 電話 047（481）0304

川名文化財主事

本日は、お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。本日の進行を務めます文化・スポーツ課文化財班の川名と申します。よろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、委嘱状の交付を行いたいと思います。令和7年10月1日より新たな任期を迎える8名の委員の皆様につきましては、略儀ながら委嘱状を机上に置かせていただいております。引き続き、新たな任期につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年度第1回八千代市文化財審議会を開会します。今回は、新たな任期での初めての審議会となる為、委員長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

本審議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」により公開となります。本日の傍聴者は0人です。

はじめに、教育次長よりご挨拶申し上げます。石原教育次長、お願ひいたします。

【教育次長挨拶】

川名文化財主事

ありがとうございます。

それでは、議事(1)「委員長・副委員長選出」に移りたいと思います。八千代市文化財保護条例第20条第1項及び第2項の規定により委員長・副委員長各1名を委員の互選で選出することになります。現在、委員長・副委員長は不在となっておりますので、前委員長の阪田委員を仮議長として委員長・副委員長選出の議事を進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

異議なしのようですので、それでは阪田委員、お願ひいたします。議長席にお着きください。

阪田仮議長

ただいま、事務局からの要請がありましたので、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

議事(1)「委員長・副委員長選出」ですが、委員長、副委員長の立候補、推薦等がござりますでしょうか。

木原委員

立候補ではなく推薦ですが、今まで長い間委員長、副委員長を阪田さん、栗本さんになさっていただいて、非常に円滑に進んでおりましたし、適任だと思いますので、引き続きお願ひしたいと思います。

阪田仮議長

ただいま、木原委員から私を委員長に、栗本委員を副委員長にとの推薦がありました。そのほか、いかがでしょうか。

異議なしのようですので、私を委員長に、栗本委員を副委員長にということで決めたいと思います。栗本委員、よろしくお願ひ致します。

栗本副委員長

はい。

阪田委員長

それでは、委員長、副委員長が決まりましたので、一旦、事務局へお返しします。

川名文化財主事

はい。委員長、副委員長が選出されましたので、まずは阪田委員長、栗本副委員長よりご挨拶をお願いいたします。阪田委員長から、お願ひいたします。

【委員長挨拶】

川名文化財主事

ありがとうございました。続きまして、栗本副委員長、お願ひいたします。

【副委員長挨拶】

川名文化財主事

ありがとうございました。

それでは、これよりの進行を阪田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

阪田委員長

はい。それではこれより、八千代市文化財審議会の議事を進めて参ります。本日の議事（2）「文化財の指定について」に移ります。（2）「文化財の指定について」は、教育委員会からの諮問に対して、審議会として答申する必要があります。はじめに事務局より説明をお願いいたします。

向後主査

皆さんこんにちは。文化・スポーツ課向後です。「文化財の指定について」に入る前に、

審議会の資料とは別に桑納村絵図の調査報告をお配り致しました。こちらについては本日説明致しませんが、お読みいただきまして何かございましたら後日ご意見いただければと思います。

それでは、1 (2)「文化財の指定について」ということで、2ページをご覧ください。先ほど委員長からもお話がありましたが、八千代市教育委員会教育長から八千代市文化財審議会委員長宛てに、6月18日付で、「八千代市文化財の指定につき意見を求めるについて（諮問）」が提出されました。八千代市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を同条例第4条第1項に規定する八千代市文化財に指定することについて、文化財審議会の意見を求める。1. 名称及び員数①妙法蓮華経納置塔1基②青銅製華瓶1口、2. 所在地①八千代市桑納398（桑納威光院）②八千代市村上1170-2（八千代市立郷土博物館）、3. 所有者①宗教法人威光院（代表役員 大塚 恵俊）②八千代市長 服部 友則（実際管理しているのは八千代市教育委員会 教育長 嶺岸 秀一）、4. 内容 別紙のとおり。実際の諮問書には別紙が付いておりますが、こちらは4ページ以降の「指定に関する調書」と同内容の為、省略させていただきます。

3ページには諮問を受けての答申書の案を付けさせていただきました。こちらは八千代市文化財審議会委員長から八千代市教育委員会教育長宛ての答申の文書になります。

「八千代市文化財の指定につき意見を求めるについて（答申）」令和7年6月18日付で諮問がありました、八千代市文化財保護条例第4条第1項に規定する八千代市文化財の指定について、審議の結果、下記の文化財が八千代市文化財の指定にふさわしいものであることを認めます。

1～3につきましては諮問書と同じ内容が書かれており、4. 内容 別紙「指定に関する調書」のとおり ということで、4ページ以降に記載されております。こちらは前回までの審議会のご意見をふまえまして、阪田委員長のアドバイスもいただきながら、事務局で作成させていただきました。

「指定に関する調書①」をご覧ください。①が妙法蓮華経納置塔になります。

名称は妙法蓮華経納置塔、員数は1基、所在地は八千代市桑納 398（桑納威光院）、所有者は宗教法人威光院で代表役員は大塚恵俊さん。大塚さんは千葉市の大日寺の副住職をされていまして、すでに同意は頂いております。種別は民俗文化財。その理由につきましては後ほどご説明いたします。

形状、割石方形の二重基壇の上に、六角形の格狭間を刻み、その上には複弁の反花を彫り込んだ基礎を置く。

塔身は円筒状で、上部及び下部はすぼまり、上部は頸が表現されている。塔身上部を割り貫き、妙法蓮華経が内部に納められた木製の宝函が納置されている。塔身の正面には、「奉納妙法蓮華経一字一禮書寫之所」とあり、左右に「法師宥觀」とある。左側面には妙法蓮華經方便品第二の偈頌である「如我昔所願 今者已満足 化一切衆生 皆令入佛道」とあり、右側面には「寶函盛經置於寶案光明講中善男善女毎月助成合力之輩上求菩提下化有情」とあ

る。裏面には「乃至法界 平等利益 岔元文四己未年十月十五日敬白」とあり、元文四年（1739年）の造立であることがわかる。

笠は軒を緩やかに反り、軒裏には一重の垂木が配され、その下に雲文が彫り込まれ、塔身の頸部にのる。隅部には風鐸用と思われる穴がある。

相輪部は、胎蔵界四仏であるア・アー・アン・アクを彫り込む方形の露盤を置き、露盤の上にのる請花の一部は破損し、四輪から上部は欠失する。

5ページをご覧ください。材質、安山岩製。寸法は総高223cm、相輪高40.5cm、笠高44.5cm、笠幅95cm、頸高20.5cm。こちら上部一石と下部の塔身の一部を合わせた高さになります。塔身高55cm。こちら頸部を除いています。塔身幅72cm、反花座10.5cm、基礎高18cm、基壇高34cm。こちらは二段合わせです。年代は元文4年（1739年）。

6、7ページをご覧ください。妙法蓮華經納置塔の画像を載せております。6ページには全体の画像があり、路盤の部分は正面から天鼓雷音如来、宝幢如来、開敷華王如来、無量寿如来と並んでいます。前回濱名委員から、通常密教では胎蔵界曼荼羅は手前に無量寿如来を置くとご説明いただきましたが、この納置塔ではその位置がずれています。

7ページをご覧ください。上半分が塔身の画像になります。正面は「奉納妙法蓮華經一字一禮書寫之所」「法師宥觀」、左側面は「如我昔所願 今者已満足 化一切衆生 皆令入佛道」、裏面は「乃至法界 平等利益 岔元文四己未年十月十五日敬白」、右側面は「寶函盛經置於寶案光明講中善男善女毎月助成合力之輩上求菩提下化有情」と刻まれています。下半分は塔身内部の画像で、実際に内部に妙法蓮華經が納められている様子がわかります。宝函のふたの部分には塔身に刻まれている内容がそのまま記載されております。

5ページに戻り、指定の理由について。本塔は書写された妙法蓮華經が納置されていることが確認されているという点で大変に興味がもたれる石塔である。納置される妙法蓮華經は「一字一禮」によって書写されたものと考えられる。塔身右側面に彫り込まれる「光明講中」が本地域における信仰形態を伝えるものとして貴重である。光明講は定期的に集い、罪障の除滅等を目的として光明真言を唱える講であるが、光明講中が妙法蓮華經を納置し、本塔を造立して信仰の証としている点に当該地域における仏教文化の一側面が確認でき、興味深い。桑納地域では、市内の他地域には見られない光明真言を円形に刻んだ本塔と同時代に造立された墓石が複数存在しており、仏教から見た光明講中に関する貴重な資料である。

天保14年（1843年）「下総國千葉郡桑納村絵図」にも描かれており、地域の象徴的な存在であったことも窺える。

これらの点から、本塔は本市における江戸期の仏教信仰を理解する上で重要なものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。

以上が指定理由です。当該地域の信仰状況を理解することができるという観点から、種別を民俗文化財と記載しております。

続いて8ページから「指定に関する調書②」青銅製花瓶についてです。

説明に入る前に、前回の審議会で正覚院の縁起の「下総国葛飾郡千葉荘○○○鴨鴨寺本尊…」という部分に触れましたが、「○○○」の部分について原本はどのようになっているかということでしたので、正覚院さんより縁起をお借りし、撮影したものをモニターに映しております。「○○○」の部分は2~4字程度の部分が虫食いではないようですが欠失しており、1文字目は「さんずい」のようなもの、その次に「ごんべん」のようなものが見えます。このことから正覚院の山号である「池證山」ではないかと推測できます。

また、葛飾郡千葉荘について、清宮秀堅という国学者が書いた『下総国旧事考』では、「葛飾郡千葉荘ト称シ、貞享三年、復タ郡ヲ称ス」と記されています。これを見ると、葛飾郡千葉荘という表現は正式なものか不明ですが、呼び方としては存在していたことがわかります。

では、「指定に関する調書②」の説明に入らせていただきます。

名称は青銅製華瓶、員数は1口、所在地は八千代市村上 1170-2 八千代市立郷土博物館、所有者は八千代市長 服部友則、管理者は八千代市教育委員会 教育長 嶺岸 秀一、種別は有形文化財。こちらも（考古資料）と表記してありますが、（考古資料）をはずし、有形文化財とだけしていただければと思います。

内容。正覚院館跡は中世の館があったとされ、曲輪とされる範囲も確認されている。現在は真言宗豊山派の寺院が位置する境内地である。

本華瓶は平成5年度の正覚院館跡b地点における発掘調査において、台地縁辺部に沿った空堀底面で検出された土坑から出土したものである。胴部には雷文3段が一周し、所々に花文が付され、胴部と脚部の境には二条の陽鋲紐が巡っている。その形状は古代中国の酒器である「觚」の形状であり、中国北宋時代の宣和博古圖録にも本華瓶とほぼ同じ様な形状とデザインのものが掲載されており、古代中国製銅器の模作と思われる。

本華瓶が出土した同じ堀からは康応2年（1390年）在銘の武藏型板碑が出土している。さらに正覚院には応永18年（1411年）在銘の市指定文化財「宝篋印塔」が所在しており、14世紀頃にはこの地点が墓域として利用されていたことを予想させる。また、出土状況から本華瓶はこの板碑と強い関係性が窺える。

華瓶は香炉、燭台とともに「三具足」を構成するが、本華瓶は単独で出土している。華瓶は供養具として用いられる他、葬儀具としても用いられることがある。華瓶は経塚から出土する事例が多いが、現時点では経塚等の仏教関連遺構との関係については不明である。本華瓶は土坑に埋納されたものと思われるが、その目的等については今後も調査・研究が必要である。

材質は青銅製、寸法は高さ22.5cm、口径12.2cm、底径7.9cm。年代は鎌倉時代末期～室町時代（14世紀から15世紀）とさせていただきました。こちらは他地域での同様の花瓶の出土事例、正覚院館跡の仏教関連の出土遺物や文化財の年代等を参考に判断しております。

指定理由。本華瓶のような中世青銅製の遺品は県内でも出土事例がなく、本市における中

世史を考える上で大変貴重な資料である。また、本華瓶の存在は県指定文化財「木造釈迦如来立像」、市指定文化財応永18年（1411年）在銘の「宝篋印塔」、堀から出土した康応2年（1390年）在銘の「武藏型板碑」などの正覚院関連文化財とともに、保元年間（1156年～1159年）開山伝承のある正覚院の歴史を解明していく上で大変重要なものである。

以上の理由により市内文化財の中でも稀有で歴史上価値の高いものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

阪田委員長

ただいま事務局から説明がありました件につきまして、質問やご意見等ござりますでしょうか。

金出委員

前回の審議会で納置塔の大きさが際立っていることを知って驚きました、これだけ大きいものを作ったという点も信仰心の表れではないか、だからこそ地元のランドマークとして知られてきたのではないかと考えたのですが、この納置塔が大きいものであることを指定説明に入れる必要はないのかと思いました。写真だけでは普通の宝篋印塔くらいの大きさかなと想像してしまうので。

阪田委員長

宝塔というものは地域ごとに形態を変えて存在しております。国東半島に分布しているものはこれよりはるかに大型です。一方、京都に所在するものには1メートルに満たないような小さいものもあります。一地域における同型の宝塔において大・小は明記した方が良いと思いますが、本例については調書に特に大きいという点を記載しなくともよいのではないかと思います。

向後主査

市民へのPR文なども作成するので、そちらの方には大きさについての表現も加えていきたいと思います。

金出委員

わかりました。引き続きもう1点お伺いします。前回は塔身の向きを方位で表現されていましたが、正面、右側面…と改められ見やすくなりました。6ページの全体写真はどこの面が正面かわからず見た場合、台座の六角形の尖っている方が正面と混乱します。今はこの部分が正面に据えられていますが、写真1枚のみ出す場合、7ページで正面としている面を載せるべきではないでしょうか。

今全体写真で写っているのは右側面です。仏像が 90 度横向きになって据えられていて、側面を見せられているような感じです。

向後主査

正面性を意識して、一番良い角度の写真を使用するようにします。

金出委員

もしくは、正面から少し左寄りで写真を撮って、正側面とする方法もあるかもしれません。この写真が市報や新聞などに教育委員会提供という形で出ると思うので。

阪田委員長

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、議事 (2) 「文化財の指定について」につきましては、すでに指定の価値ありとご審議いただいておりますので、先ほど説明がありました答申案をもとに答申書を作成し、指定するにふさわしい旨を答申することといたします。

なお、答申書の提出は、委員長に一任ということでおよろしいでしょうか。意見なしであれば、そのようにさせていただきます。

次に、報告等 (1) 「文化財調査報告」について事務局より報告をお願いいたします。

向後主査

2 報告等 (1) 「文化財調査報告」①市内建造物（民家）報告ということで、まず 10 から 22 ページの高橋家調査報告についてご説明させていただきます。10 ページの概要は事務局からご説明し、11 ページからは金出委員からご説明いただきます。こちらは現在調査中の案件ですので、中間報告という形になります。

では、10 ページをご覧ください。高橋家の本家は成田街道沿で「足袋屋」という屋号で商売をしており、本建造物群はその分家に当たる現管理者の曾祖父高橋竹松が隠居した際に当地に居を構えたことに端を発する。高橋竹松は明治時代に地域の戸長を務めたほどの人物で、養蚕業も営んでいたことから「養蚕場」という屋号で呼ばれていた。現在立っている入母屋造の建物は、現管理者の父が「地域の人々が憩える場所を」という目的のもと、昭和 50 年代に主屋等を建築したようである。敷地内にはひときわ大きい入母屋造の建物（カイコ堂）の他、隠居部屋、作業小屋（？）、表門、裏門、また池、築山、多数の植栽を配した庭園が存在し、市街地の中心にあることを忘れてしまいそうな景観である。

カイコ堂について。平屋の入母屋造。間口 8.5 間+0.5 間、奥行 5.5 間+2 間。昭和 50 年代に島田に存在していた安政年間に建造されたという民家を移築したとされる。屋内には多くの美術品、工芸品が存在し、調度品、建具の類も凝ったものが多い。また、屋内ではかつて地域の人たちが集まり囲碁や将棋を行っていたということで、それを裏付けるように

囲碁を楽しむためにこの建物に集っていた会（源山会）の会員の名前を記した木札が残されている。建物自体は一部増築されており、屋根は当初寄棟造であったものを入母屋造に変更している。

表門について。袖塀つきの薬医門で北脇の袖塀にはくぐり戸が設けられている。正面には「顕正苑」という額が掲げられており、屋根には高橋家の家紋が入った瓦が葺かれている。

庭園について。池を中心として築山、庭石、四季折々の植栽を配した庭で池泉式の庭である。数多くの自然石で池や植栽を囲むとともに要所々々に様々な種類の石灯籠を配置している。かつては池川に水が流れ、錦鯉も泳いでいたようであるが現在は水が流れていない。

概要の説明は以上です。続いては金出委員、ご説明お願いします。

金出委員

この後また向後さんから配置や庭園のご説明がありますので、まずは主屋の写真から配置を想像していただきたいと思います。

画面右手の青い屋根の建物が主屋と隠居部屋をつなぐ部分です。画面右手の東側に門があります。つまり、門から入って、庭を通り、この主屋にたどり着きます。主屋の上手に最初にぶつかります。一般的には住宅の屋敷地に入ると下手から上手の奥にお客様を案内するという形になるのですが、別のところに建てられた建物であるが故に、上手と下手が一般的な配置でなく、逆転した形になっています。移築前の建物が茅葺の屋根であったので、50年前に改築された際にこのような軒深く張り出す化粧垂木が作られたのか、まだその辺は不明です。南面軒まわりにせがいと化粧垂木の両方を使っていて、土間であった南面の前はせがいで張り出していることが、写真を見てわかります。とにかく軒が深い、奥行が5間半と大きいので、屋根を立ち上げると奥行が深い建物ほど屋根が高くなり、とても存在感のある建物になります。銅板葺きにするために妻面を大きく取ったためにお寺の書院のような趣を持った姿になっています。右下の写真の正面の軒まわりに杉の磨き丸太の桁を用いています。もともとは濡れ縁があって、一番右奥には式台玄関があったところを室内化して廊下としているがために、このような立派な軒桁を使うという新しい要素が取り込まれています。

12ページは平面図になります。典型的な農家の配置をしております。部屋の名称については当家にお伺いしておりませんので、便宜的に、一般的にこの地域で使われる農家の部屋名称としています。左手の応接室となっている場所がもともとのドマで、カマドがどこかにあったのかと思います。その右手にはザシキとよばれる仏壇と押し板がある居間のような部屋があり、ドマとザシキ境には大黒柱があり、上の方には恵比須柱があるという典型的な形式をしております。さらに右手が上手になりますと、シジョウ、ナカ、オクと続いてオクにはトコがあります。シジョウの手前に式台玄関がとりついていた痕跡が見られます。北側にはナンド、キヨシツ、カッテ、ダイドコロととても多くの部屋があります。間口も大きな建物となっています。

13 ページをご覧ください。左列の上の写真がドマ。かつてドマであった応接室にはとても立派な根太天井があります。この建物の建築年代を確定する資料はまだ何も発見されていませんが、近代的な要素が天井の構成に見られると感じています。今後、屋根裏を見たときに何か見つかるか。小屋組み、屋根の構造自体が茅葺から現在の銅板葺に変更されておりますので、恐らく茅葺の部材は屋根の中に残っていないと思われます。そのため、史料や木札がある期待は薄いかもしれません、今後屋根裏の調査は必ず行いたいと考えています。

左列の下から右列の上の写真がザシキです。押し板と仏壇の並びは典型的な構成で、その上に神棚があります。その下の写真がオクで、トコの飾りは違い棚のような棚と、上に天袋があって、トコがあって、右手には付け書院とフルセットあります。建具も蜀江文様や三階菱とか毘沙門亀甲のような細工でとてもきれいです。このような昔の建具が残っている部分もありますが、オクとナカの天井は、長押などすべて新しく替えられています。そのため一見新しく見えるのですが、本質的なところには古い部材が残されています。

14 ページをご覧ください。左上の写真は、式台玄関があったならば、そこから中を覗いた時にオクまで見通せる風景を写しています。現在はふすまも障子も取り外されていますのですべて見通すことができます。左列の上から三番目の写真が式台玄関の痕跡がある柱で、その下の図のピンク色の部分が式台玄関の想像される規模です。赤い矢印で示す場所に式台玄関の袖壁が取りついていた痕跡があります。柱自体、表面が風化しているのでもともと外に面していたことがわかります。

一番下の列の右の写真は東縁が畳敷より低くなっている様子で、立派な建物がとる構造になっています。縁の腰長押も替えられているので色々なものがわからなくなっていますが、当時の構成は守られていると思います。長押に加えて上は指物で柱を支えています。全てにおいてとても頑丈に作られていると、私自身この建物を調査していて感じました。

15 ページからは門へ移ります。門も移築されたものです。門の中心部は古いもので、その両脇に続く南脇塀、北脇塀、それから袖塀が道路に向かって長く差し出されており、これらは昭和 50 年代に新たに作られたものであると現時点では考えています。堂々とした門の両脇に数寄屋風の趣のある洒落た袖塀、脇塀が付いています。右側の脇塀は斜めに差し出されていますが、屋根を支える部材もそれに合わせて凝った造りになっています。扉の取りつく本柱の所から、内側の控え柱、これをつなぐ貫が 5 本あります。普通であれば上と真ん中、下にはあるかないかというところですので過剰ではあるのですが、移築した際につなぎを多く入れて強固にしていることがわかります。門の屋根を見ると、構造は元の姿から随分と変えられていると感じます。部材は比較的少なくなっているようですが、左列の上から 2 つ目の写真を見ると、梁と桁の上には鉄帯を入れて緊結されているので、とても頑丈な建物になっています。先ほどの貫と合わせて強くされていますので、十数年前の地震の被害も見出せませんでした。銅製の雨樋も凝った造りになっており、とても良質なディテールが見られます。主屋と共にこの高橋家の顔となる部分を作り上げている、とても良いものであると思います。

調査をしたのが5月に主屋、7月に表門とそれぞれ1日ずつしか見ておりません。これら建築だけでなく、史料調査等の付随する調査が発生してまいりますので、各領域の皆さんにもご協力いただきたいと思います。次に、庭園の説明を向後さんお願ひします。

向後主査

19ページから21ページで庭の様子の画像を掲載しております。19ページは建物内部から庭の様子を写真で納めたものです。20ページは庭園の中で小高くなっている築山から撮影した全景写真と、それぞれの場所の写真です。21ページは上半分に植栽の中で主だったものを4つ掲載しており、下半分には何を祀っているかは不明ですが石造の祠、そのほか庭園内に数多くある石灯籠のうち数点を掲載しております。22ページには、雑ではありますが敷地内の配置図を作成し、掲載しました。点在する鼠色のマークは石灯籠を示しており、形も似せています。高橋家調査報告は以上です。

続きまして、23ページをご覧ください。こちらは、桑納村の資料を作成するにあたっての調査の際に撮影させていただいた民家の写真になります。上が石井家で、外観のみしか撮影できておりませんが、中も少し見せていただきました。苔むしたような状態でしたがたときの土間がまだ残っていました。由来については定かではないのですが明治時代の初期頃ではないかと仰っておりました。

下は石井敏夫家の長屋門ということで、先ほどの石井家の分家にあたる家です。中には入っておりませんが長屋門を見せていただき、お話を伺えました。詳しい時期は不明ですが江戸時代に建てられた長屋門であるとのことです。こちらの長屋門で特徴的なのは、2階の部分がゆったりと取られていて、市内の他の長屋門よりかなり背が高いという点です。

建造物の報告につきましては以上です。

川名文化財主事

続きまして2(1)②市内民俗文化財調査報告についてご報告いたします。まず、市内の獅子関係行事について。市内ではかつて9か所で獅子舞が行われておりましたが、芸能として継承されているのは現在2か所のみとなっております。しかし、芸能が途絶えている地域でも、獅子頭を用いたカシラアゲが行われるなど、現在も獅子の行事が継承されている様子が見られます。そのような中で、今年度実施が確認できたものについて、ご報告させていただきます。

まず、9月1日(月)は桑橋の獅子頭上げ。熊野神社で午前中に実施されておりましたが、都合により獅子頭を神前に供えている様子の撮影のみ行わせていただきました。午後は村上の獅子祭が七百餘所神社で行われました。午後2時より実施、獅子頭を神前に供え、祝詞奏上、玉串奉奠などの神事が行われました。もともとは8月31日に風祭り、9月1日に獅子祭りと2日間祭礼を行っていたが、現在は同日に行っているとのことです。

9月7日(日)は芸能を残している市指定文化財の勝田の獅子舞が駒形神社・円福寺で行

われました。例年通り午前・午後に実施され、モトギリ、ハタガケ、タネ、手踊り・口上・みのこ踊りが行われました。地元の高校の生徒なども見学に来ており、賑わっておりました。その同日に吉橋の獅子頭上げが吉橋八幡神社で午後3時より実施されました。獅子頭を神前に供え、祝詞奏上、玉串奉奠などの神事が行われました。

9月23日（火・祝）は芸能を残す市指定文化財の佐山の獅子舞が熱田神社・妙福寺で行われました。午前と午後の終日で実施され、神社でオーガカリ、ミチブエで移動し、寺でカコイが行われました。コロナ禍以降、神社・寺で1回ずつ踊る形式で続けられています。

今年度は獅子頭上げの行事を含め市内5か所について実施が確認できました。その他、過去に獅子舞が行われていた平戸・麦丸・島田・小池の現状についても、来年度以降調査を行い、現状の確認を行ってまいりたいと思います。今回、調査時に撮影した写真は資料の25ページに掲載しております。

続いて、民間の財団法人からの助成金授与について。調査報告とは少し外れてしまいますが、市内の民俗行事に関する出来事ということで、この場でご報告いたします。村上神楽保存会が太鼓の新調、修繕の費用に充てるため、明治安田クオリティオブライフ文化財団の令和7年度助成金交付事業へ応募いたしました。結果としましては、令和7年度は174件の応募のうち57件が助成対象となる中で、千葉県内では唯一、村上の神楽も選出され、7月10日に贈呈式が行われました。このような形で無形文化財に対する助成制度を活用されている様子がございましたので、ご報告させていただきました。民俗文化財調査報告については以上になります。

阪田委員長

ただいま事務局より報告のありました件につきまして、質問やご意見等ござりますでしょうか。

小池委員

高橋家について詳細な報告をありがとうございました。細かいところですが、22ページの平面図にある池の由来碑はどういった内容が書かれているのでしょうか。

向後主査

この庭自体はそれほど深い歴史があるわけではなく、30年ほど前に作られたものですが、その当時、庭を造るにあたって寄付をした人などが記載されていました。

小池委員

つまり協力者の名前が刻まれているということですね。わかりました。

木原委員

同じく高橋家についてです。先ほどの説明で建造の詳しい年代はわかっていないとのことでしたが、元は茅葺で島田に現存していた安政年間の建物を昭和50年代にどういう理由で移築することになったのかということと、その段階で茅葺だったのかそれとも現在の状態だったのか。というのも、屋根が茅葺の場合ですと棟札がある場合がありますし、お札の束が出てくることもあります。私の経験でも、そういう中から家相図が出てきて、建造年代がわかったということがあります。そのようなことは何か聞けていますか？

金出委員

何も聞いておりません。ただ、主屋が前にあった場所はわかっています。

向後主査

主屋については、もともと島田の辺りだということだけ聞いていました。博物館の職員が島田の旧家の方にお伺いした際に、何かご存じかお聞きしたところ、この家ではないかという情報をいただけました。実際にそのお宅へ伺ってお話を聞きましたが、詳しい経緯についてはわからないとのことです。ただ、その場所にかつて茅葺の建物があつて、大和田に移築されたという事実は確認できました。

木原委員

屋根の部材の基本になる部分はそのまま移されているのですか？

金出委員

天井裏の改め口があるとすれば、キヨシツという部屋にドマの上に梯子で登れるような場所があります。その前に本棚があるため、まだ上がれていません。ただ、屋根の構造を見ると、茅葺の屋根に見られる、叔首組みの丸太の部材を残したままでは現状の形にはしづらい。そのため、屋根の部材を再利用している可能性は、なくはないけれども低いと思います。

木原委員

現状の屋根は色々動かした後の形ですよね。茅葺をただ覆っただけならば色々可能性があると思いましたが、それはもう無理だろうと。ただ古い部材を使っていれば、そこに木札が張り付いていたりする可能性はなくもないかなと思いました。

金出委員

もしそういうものがあれば、ぜひご覧いただきたいです。せがいの鬼門の隅に札の束のようなものがあれば、ここはもう一掃されていると思うので、他の家の木札を持ってきているということはないと思います。解体したときに、島田の方で「うちの先祖のものだ」と当家

の仏壇の下にでも入れておいてくださっていれば良いのですが。

木原委員

私も何度か似たような天井裏の調査をしていますので、上がれば大体わかるものです。ぜひ機会があれば調査をお願いします。

金出委員

入り口にたどり着け次第行います。この間もやってしまいたいくらいでしたが、とても暑かったし、本棚がある状態だったので断念しました。棟札があるとしたら、移築時のものがある可能性は考えられます。池の碑のように。

木原委員

考えられるとしたら、大黒柱やえびす柱などの主要になる柱に打ち付けられているというところででしょうか。

金出委員

移築時に大黒柱の上場に墨書で書かれているということもあります。どこにあるかはわかりませんが、可能性はあります。

木原委員

機会をみて調査をしていただきたいです。

金出委員

今回は中間報告で、この先どういう方向へ進むか全くわかりません。成田街道沿いから移って新しい屋敷地として作っていったということで、まだ調べられていない場所を調べることでまたいろいろなことがわかるかもしれません。数年かかるかもしれません、長い時間をかけてご家族の方の協力を得ながら調査することしかできないと思っておりますので、慎重に、確実に進めたいと思っております。

阪田委員長

ただいま木原委員の方から様々なご意見がありましたので、事務局は十分に配慮して調査に活かしていただきたいと思います。

私からの意見ですが、写真を見るとかなりの改変が行われている可能性があります。屋根の話もございましたが、当初の姿をどこまで復元できるか、現在の建物の状況はどうなのか、対比できるような調査を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そのほか、市内の民俗文化財調査報告につきましてはご意見ござりますか。よろしいでし

ようか。

では、続きまして、報告等（2）「指定文化財（無形民俗文化財除く）の現状報告」についてまして、事務局より報告をお願いいたします。

石山文化財主事

文化・スポーツ課文化財班の石山です。よろしくお願い致します。26 ページをご覧ください。2（2）指定文化財（無形民俗文化財除く）現状報告。上から正覚院の木造釈迦如来立像、釈迦堂、宝篋印塔につきましては、花祭りが行われた際に現状確認し、異常は特にありませんでした。また、この日は木造釈迦如来立像が県指定から 65 周年ということで、記念行事が行われておりましたことを併せてご報告いたします。

すわり地蔵以下、下総式板碑、飯綱神社の玉垣彫物、鐘楼、本殿、拝殿、玉垣、参道石段、戒壇石、伝・村上綱清の墓石、イヌザクラ、米本稻荷神社本殿、根上神社古墳、七百餘所神社古墳、石造二十三夜・日記念仏塔につきましては、4月 8 日に確認を致しました。飯綱神社の玉垣に一部破損が見られましたが、他の文化財には異常は見られませんでした。玉垣の破損状況につきましては後ほど詳細にご報告申し上げます。27 ページから 29 ページが現状確認で撮影いたしました記録写真になります。

向後主査

30 ページをご覧ください。A3 折り畳みの図になります。こちらは飯綱神社玉垣の破損状況です。今年度に入り、管理者から氏子も減少して管理するのが困難になっているというということで、できれば取り壊して新しいものを立て直したいというニュアンスの相談をいただきました。

①～⑪までの箇所についてご説明いたします。①は縦の連子が全体的に傾いている。②は蟇股の上部にあるはずの実肘木が欠失している。③は組物全体が傾いている。④下部の羽目板がはずれてなくなっている、⑤も同じような状態です。⑥は連子が傾いている、その下の長押が外れている、その下の羽目板もなくなっている。⑦は全体的に破損しております。①から⑦につきましては、本来あった社そう林がなくなってしまい、雨風が当たって全体的に傷みやすい状況になっているようです。⑧は柱が傷んで細くなっている。⑨は蟇股の上の斗と実肘木がなくなってしまっている。⑩は組物がずれている。⑪も下の羽目板がなくなっている。⑫は組物全体的に破損があり、部材もなくなっています。⑬は組物にずれ。⑭も蟇股と組物があつた痕跡が見られますが、なくなっています。後日撮影した写真を見ると、基礎自体が歪んでしまっている様状況も見られます。これによって全体が沈下し、組み物などが外れてしまったのかと思われます。基礎にはひび割れも見られます。基礎はコンクリートになっておりますが、いつこのようになったかという情報は得られていません。朱の残る古い部材に新しい部材がついである状況も見られます。

指定に関わる履歴については、彫り物部分のみ昭和 56 年に指定し、そのあと平成 4 年に

本殿・幣殿・拝殿・玉垣・参道・石段をセットで指定いたしました。そのため彫り物の部分は先に指定されておりまして、また別に玉垣も指定されている。平成9年には幣殿の部分のみ、明治期以降の建造であり老朽化が激しいということから、指定が一部解除されました。玉垣については、平成11年にトタン屋根から銅板屋根に葺き替えられ、現状変更が行われています。

仮に指定を解除する場合、八千代市文化財保護条例では市文化財が滅失したとき、著しく価値を失ったとき、市の区域外に移ったとき、教育委員会が必要と認める理由が生じたときに指定を解除できるとあります。指定のときは文化財審議会の諮問、答申を得ますが、解除についてはそういう規定はありません。

今すぐにということではありませんが、状況としては以上のようなになっております。皆様のご意見を伺えればと思います。よろしくお願ひいたします。

阪田委員長

ただいま事務局より報告がありました、県を含む指定文化財につきまして、質問やご意見等ございましたらお願ひします。

木原委員

こんなに傷みがひどいとは驚きました。地元が建替えたいというのは、現状を残したものと建替えたいのか、全く違うものを建替えたいのかどちらでしょうか。

向後主査

全く違う、もっと管理しやすいものに建替えたいと希望されています。

木原委員

その場合、二十四孝の彫り物については保管するとして、その他の部材は破棄ということになるのでしょうか。何を残すかによっても変わってくると思います。

向後主査

教育委員会としては全部を残して欲しいところですが、資金面に難があるのは確かです。今年度は補助金もお出しして一部修繕を行う予定でしたが、次から次へと修繕部分が発生してしまうようでは追いつかない、とのことです。ちょうど神社の総代さんが新しく若い方へ変わったこともあり、このようなご意見を持たれたようです。

栗本副委員長

飯綱神社の方々は今の状況をどのようにしてほしいのですか。全部市で修繕、管理してほしいということですか。それとも、地元の方で何か考えがあって、市には意見を求めている

ということですか。

向後主査

地元の方でもできるなら残していたいが、管理しきれなくなっているため、管理しやすいものに取り換えると考えているそうです。冗談交じりではありましたが、それがダメだったら市で管理してくれよ、と仰られたことありました。

栗本副委員長

地元の人々は毎日雨ざらしにされて劣化していくのを見ているわけですから、どうしようと思っているだけではどうにもならないと思われたのでしょう。

阪田委員長

文化財指定について、飯綱神社の玉垣彫物と玉垣は相関関係をしっかりと整理した方が良いと思います。予算が絡むものであればなおさら慎重に扱うべきです。検討をお願いします。

金出委員

何から手を付ければいいのかという状況ですが。恐らく各時代に色々な改修をされたと思われますが、組物や蟇股など彫刻と同時代と思われる部材があることと想像します。まず手始めに、玉垣が失われる可能性があるものとして、図面作成を建築士へ依頼したい。その過程で色々な部材を細かく見つめることになりますので、建物の変遷がわかるかもしれません。併せて、神社を守る方々の世代交代が行われたのであれば、代々受け継がれてきた書類などが散逸しないように、破棄するのであれば預かるなどして、建物の修繕に関わるものは玉垣も含めて把握、保存しておくことが飯綱神社全体を守ることに繋がると思います。

守り切れないから指定解除、というのは実際他の場所でも起きていることですが、市としては残すことを支援したいという姿勢で対応して、今の段階で揃えられる基本情報は揃えておくべきだと思います。

阪田委員長

玉垣と玉垣彫物の指定の時期が異なるとのことです、指定調書はそれぞれどのようになっていますか。

向後主査

先の彫物については、二十四孝を題材とした彫刻品として指定されています。その後の玉垣については、本殿や拝殿と一緒に建造物として指定されています。彫刻としての価値、建造物としての価値という違いによって指定されているようですが、その辺りはもう少し詳しく履歴を整理します。

阪田委員長

そうしてください。

金出委員

破損状況を聞いて、修理できない建物ではないということはお伝えしておきます。他の未指定の文化財建造物でも老朽化や耐震性でやむを得ず取り壊すというのを見ますが、決して直せない建物ではないです。直すのにお金はたくさんかかりますが、壊してしまって失われる価値の方が比べ物にならないくらい大きいと思います。

栗本副委員長

指定者として指定しっぱなしというのは問題があります。現状を所有者と共有し、修理や補修といった保存処置をとるにしても経費を含めた検討を急いで進めていかなければ、5年後もっとひどくなっていると思います。早急な課題だと思います。

金出委員

本当にそうだと思います。飯綱神社の御利益をパワースポットとして広報し、寄付を募るなどの方法もあると思います。地元の方がお若い方ならば、何かできるかもしれない。難しいことだけれど、必要なことです。

木原委員

今更言っても仕方ないことですが、毎年文化財の状態は確認されているのですよね。いきなりこんなに劣化するはずはないと思うのですが、市の方は気が付かなかったのですか？それとも、どうしようと思いながらも先延ばしになっていたのですか？異常なしと報告されていたのでそのように思っていたのに、今更何だ、と言いたくなります。とにかく最善の方向で進めてほしいと思います。

阪田委員長

重要なご意見だと思います。事務局の方は、ご意見にあったような視点で指定文化財の対応をされた方が良いと思います。

それから、今後市の方ではどのような形でこの二十四孝の彫刻と玉垣を保存していくのか、早急に考えた方が良いと思います。二十四孝の彫刻の方は風化が非常に激しいし、かつては彩色もしていなかったように思います。昔の写真があるかわかりませんが、過去の関係も精査して、どういう風に対応していくか考える必要があります。市内でもかなり重要な建造物ですので、それなりの対応が求められると思います。

では、他にご意見がなければ次へ進みたいと思います。報告等 (3) 「指定文化財の指定分

類について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

向後主査

31, 32 ページをご覧ください。前回の審議会で触れられた指定分類の見直しについて、ご報告いたします。31 ページに本市の指定文化財の一覧を掲載しておりますが、同じ種別でも異なった表現をしているものや、そもそも分類として正しいのかというものがあります。例えば、民1の佐山の獅子舞は「無形文化財」で、民3勝田の獅子舞は「無形民俗文化財」、民11高津のハツカビシヤは「無形文化財（民俗）」となっています。全て無形の民俗文化財ではありますが、表現が不統一です。民7伝・村上綱清の墓石は「民俗文化財（有形民俗文化財）」とあり、色々な考え方はあるにせよ、そもそもこの分類であっているのかというものもあります。

変更の手続きということで、実際に変更した例があるか県に聞いてみました。県では、指定名称変更は行ったことがあるが種別の変更はしたことがない。県条例上も指定名称、種別の変更は想定されていないため、過去の事例では名称変更でも「解除」、「登録」という流れで手続きを行った。指定書も新たに交付した。種別の変更に当たっては、当初の指定理由は、現類型の視点から「指定の価値あり」として指定文化財とされたものであるため、種別の変更に当たっては、新類型の視点から指定すべきものであるかどうかを再度検証する必要がある、との回答をいただきました。

これは県の考え方であり、近隣市にも分類の変更を行ったことがあるかお聞きしたところ、変更を行った際に議題として審議会には出したが、解除、登録といった手続きは踏んでいないという市もあるようです。

指定種別の記載方法としまして、実際の種別の表記の仕方としてどのようなものがあるかを調べました。①有形文化財、無形文化財、記念物、民俗文化財のみで、それより細かい分類は記載しない。②は①の分類した上で、細かい分類を記載。例えば、「有形文化財（建造物）」といった形です。③指定書に記載する種別は①もしくは②を記載し、ホームページ等で公開する際にPR用に別の表現を用いる。近隣市では①と②のパターンが半々くらいでした。

今回については、この場では報告だけとさせていただき、委員の皆様には後日ご意見をお伺いするアンケートを実施させていただきたいと考えております。以上です。

阪田委員長

すわり地蔵について、「彫刻」と表記されておりますが、彫刻ではないですよね。

向後主査

指定の時に「彫刻」と分類されております。そういういた疑惑を持たれる部分について、アンケートでご意見いただきたいと思います。

阪田委員長

後日、その意見を事務局で整理してまとめるということですね。わかりました。では、続きまして、報告等（4）「令和6年度文化財事業報告」について、事務局より説明をお願いいたします。

宮澤副主幹

はい。では、宮澤より文化・スポーツ課文化財班の事業についてご報告いたします。

（1）文化財の保護・保存について。①指定文化財保護補助金として、総額397,000円を文化財管理者へ交付いたしました。②指定文化財等の現状調査。飯綱神社につきましても、去年の段階で一部破損しているという報告は致しましたが、後手に落ちたというところはあります。③指定文化財候補等の調査ということで、桑納威光院の「妙法蓮華経納置塔」、正覚院館跡の「青銅製花瓶」等です。

（2）文化財の普及・啓発について。①埋蔵文化財通信「埋やちよ」第48・49号を発刊しました。同様に、②文化財通信「財やちよ」第10号を発刊しました。③出土文化財の展示は、常設展示として教育委員会庁舎、文化伝承館ロビーで行いました。その他、福祉センター1階ロビー、栄町公園駐輪場地下通路で展示を行いました。駐輪場の展示スペースは他に利用がなく、長期で展示ができました。④講師派遣。まちづくりふれあい講座等に対し講師を派遣ということで、村上公民館主催講座以下資料のとおりです。⑤出土文化財の閲覧・貸出等は、資料閲覧3件、資料貸出4件です。⑥文化財説明板の設置は、「村上の神楽・羯鼓」を古いものから新しいものへ新たに設置いたしました。⑦白幡前遺跡発掘現場見学会の開催。5月16日萱田小学校児童、5月18日近隣住民を対象に説明会を行いました。多くの方に来ていただき、良い成果を上げられたと思います。⑧は主に神楽等の無形民俗文化財について、動画として記録を作成し、残していくという事業を行いました。これらは文化財班の前で適宜放映しております。

（3）埋蔵文化財調査ということで、問い合わせ786件、書面による埋蔵文化財の確認依頼152件、試掘調査26件。市内遺跡等発掘調査事業の確認調査13件、報告書の刊行が1冊。不特定遺跡発掘調査事業では菅地の台遺跡g地点で本調査を1件、民間開発等埋蔵文化財調査事業では白幡前遺跡k地点、白幡前遺跡n地点の2件調査を行いました。以上です。

中村郷土博物館長

引き続き、郷土博物館事業及び文化伝承館事業について報告いたします。

（1）資料は、例年どおり、博物館の基本的業務である、市域を中心とした自然標本・考古遺物・古文書・絵図・民俗資料等の資料類を収集・保管・管理し後世への継承を図りました。

また古文書の虫損や汚れ等の修補作業を行い、市内に残る資料の収集や当館で収蔵する資料の貸出による活用、他市区町村から寄贈された図書類を企画展や市民学習において活用しました。①収蔵資料は47, 252点。②資料の修補は36回実施しました。③資料の収集・活用は資料収集が26件、288点、資料貸与は31件、143点。④図書資料は18, 388冊で受入数は260冊でした。

(2) 調査・研究は、文化財班と協力して米本神社大祭や時平神社の中年の祭等の市内の民俗行事について、写真や動画撮影などによる調査を年間通して実施しました。

(3) 展示は、郷土を知つてもらう常設展示を中心に、館内の収蔵品や民俗資料、市内の民俗行事等をテーマに企画展示や特別展示を行いました。また郷土博物館で定期的に活動している同好会の育成活動として活動内容をロビーにおいて展示しました。①常設展示は、「沖塚遺跡」の説明パネルの追加や野外展示の石造物への解説板製作等を実施しました。②企画展示は「水とともに～睦村の歴史～」を実施しました。③特別展示は秋の収蔵品展「祝う心、祈る心—結婚・出産・子の成長—」等の2つを実施しました。それ以外にも④ロビー展示として3つ実施すると共に、⑤郷土博物館で活動している同好会連携展示として3つの作品展示を実施しました。

(4) 学校連携は、小中学校対応として54件3, 718名の利用でした。

(5) 市民学習の支援は、①～⑬等の企画展に関する展示解説会や市内の史跡を参加者に解説しながら巡る文化財散歩等の様々な講座・体験学習等を実施しました

(6) 地域協働は、東京成徳大学と連携しながら、昨年に引き続き伝統装束体験を実施する事ができました。郷土博物館事業については以上です。

引き続き文化伝承館事業について報告いたします。

(1) 伝統文化活動への場の提供は、令和6年度においては令和5年度に比べ利用団体の利用回数も2回20名の増加という状況となりました。①開館日数は260日、②利用回数合計519回、利用人数合計7,387名でした。内訳は、資料の通りとなります。

(2) 主催事業等は、前年度に引き続き実施した「重陽の節供におくる邦楽演奏会」や「紙芝居と昔話の会」等の他に、新たに「子ども日舞入門」を実施しました。

(3) 学校・地域支援は、文化伝承館で所有している紙芝居を使って地域の子ども達に読み聞かせを行っている団体への貸出やバンコク子ども親善大使の訪問を受け入れました。

(4) 広報・情報発信ですが館だよりの作成・配布ということで、文化伝承館だより「継」26号を8月10日に発行しました。

郷土博物館事業及び文化伝承館事業の報告は以上です。

阪田委員長

ただいま報告のありました件につきまして、質問等ございますでしょうか。

特にご意見ないようですので、報告等(1)～(4)については終了いたします。その他、委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、事務局から何かございますか。

向後主査

資料の 40 ページについて、前回の審議会で委員長からお話をありました文化財の基金について、近隣市の状況を調べたものになります。こちらについては今後の課題になっていくものなので、この場でご説明は致しませんが、ご一読いただければと思います。

阪田委員

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和 7 年度第 1 回八千代市文化財審議会を終了させていただきます。皆様お疲れさまでした。